

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(土壌汚染対策)の運用について

	質 問	回 答
道路拡幅工事	道路拡幅工事について、条例対象かどうかの判断を示されたい。	道路拡幅工事は、土地の掘削工事を伴うことから土地の形質変更にあたる。条例対象かどうかは、道路の拡幅工事の事業面積で判断。道路の拡幅部のみで工事が行われるものは、既存部は対象外。
有害物質の使用等の判断	容器から液状で有害物質を取り出す行為は、排水を出すことがなくとも、有害物質の使用等に該当するか。	容器から液状で取り出した段階で、微量であっても土壌汚染の可能性は否定できないため、「有害物質の使用等」に該当し、条例対象と判断する。
盛土部に有害物質が含まれる場合	有害物質を含むおそれのある盛土部の土壌汚染状況調査の方法は。	有害物質を含むおそれのある盛土部の土壌汚染状況調査を行う場合は、30m 格子の5地点均等混合法とし、有害物質を含む盛土の表面から50cm までの深さの土壌を採取する。 なお、有害物質を含むことが明らかな盛土部の土壌汚染状況調査を行う場合は、単位区画に1点で採取する。 「有害物質を含むおそれがある」とは、有害物質の使用履歴のある土地から持ち込まれた土が利用された履歴等を意味し、「有害物質を含むことが明らかな」とは、有害物質が基準値を超えた土が利用された履歴等を意味する。地表から50cm までの均等混合とする理由は、表面浸透を想定していないためである。
ダイオキシンによる汚染のおそれの判断	ダイオキシン類の発生により汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地(ダイオキシン特定施設等が設置されている土地及びその施設等から周辺5m までの土地)すべてについて、施設が稼働している間、コンクリート等で舗装され、良好な状態で維持管理されていれば、土壌調査は必要ないと考えられるが、その判定方法は。	施設の稼働期間中については、写真または資料(図面、届出書等)により舗装の維持管理状態を判断するものとし、これらだけでは不十分あるいはない場合は、従業員等からの聞き取り調査により判断することとする。 また、施設の廃止時点は、担当職員が現物確認することにより判定することとする。
管理区域から搬出する汚染土壌の処分	管理区域から搬出する汚染土壌の処分方法は。	管理区域から搬出する汚染土壌の処分方法については、環境省の「搬出する汚染土壌の処分方法」に係る告示に準拠し、廃棄物処分場、都道府県知事の認定した汚染土壌浄化認定施設、及びセメント等製造施設に限るものとする。